

児童館保育料徴収基準額表

階層	階層区分説明		利用者負担額(月額)
1	生活保護法による被保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯		0
2	市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	第1子	3,000
		第2子	0
3	市町村民税額 所得割課税額 24, 299円以下	第1子	7,000
		第2子	0
4	市町村民税額 所得割課税額 24, 300円～48, 599円以下	第1子	8,500
		第2子	0
5	市町村民税額 所得割課税額 48, 600円～77, 100円以下	第1子	10,000
		第2子	0
6	市町村民税額 所得割課税額 77, 101円～133, 999円以下	第1子	14,500
		第2子	0
7	市町村民税額 所得割課税額 134, 000円～211, 200円以下	第1子	16,000
		第2子	0
8	市町村民税額 所得割課税額 211, 201円以上	第1子	19,000
		第2子	0

※ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯のうち、次の世帯は下表のとおり。

2	市町村民税 非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)		0
3	市町村民税額 所得割課税額 24, 299円以下	第1子	3,000
		第2子以降	0
4	市町村民税額 所得割課税額 24, 300円～48, 599円以下	第1子	3,000
		第2子以降	0
5	市町村民税額 所得割課税額 48, 600円～77, 100円以下	第1子	3,000
		第2子以降	0

保育料切替時期について

4月～8月分・・・前年度市町村民税額で算定した利用者負担額

9月～3月分・・・当年度市町村民税額で算定した利用者負担額

※1月1日現在日光市に住民登録がない方には、課税資料の提出をお願いします。

(該当する方については、6月下旬～7月上旬頃通知予定です。)

保育料の軽減について

兄弟姉妹の同時入園の場合に限らず、第2子以降無料の保育料軽減を独自に行っています。

※18才以上の子がいる場合は、別途届出が必要となりますので詳しい内容についてはお問い合わせください。

副食費について

保育の必要性の認定を受けた場合は、保育料のうち利用料が無料となり、副食費は保護者の負担となります。

金額は一律1,500円です。

なお、保育料同様第2子以降は免除となります。

お問い合わせ先

日光市役所 保育課 0288-21-518